

## 大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針

2019年3月

大阪府

## 目 次

1. 指針の目的・位置づけ .....	1
2. 大阪を取り巻く背景 .....	2
3. 府内の基本構想の現状と課題 .....	6
4. 指針の目標 .....	8
5. 基本的な方向性 .....	8
6. 市町村の基本構想等の作成・見直しの視点 .....	9
7. 基本構想等作成促進に向けた大阪府の取組み .....	13
8. 参考資料 .....	15

## 1. 指針の目的・位置づけ

### (1) 目的

すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を發揮して社会に参加できる福祉のまちづくりを進めること、とりわけ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフト両面から継続して整備、改善することが重要です。

大阪府では、この考え方を踏まえ、建築物や鉄道駅等の個々の施設のバリアフリー化だけでなく、施設間の経路を含めた面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、市町村の移動等円滑化基本構想（以下、「基本構想」という。）の作成・見直しの促進に取り組んでまいりました。

2018年5月には高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）が改正され、市町村がバリアフリー方針を定める移動等円滑化促進方針（以下、「マスタープラン」という。）等が位置づけられました。

今日、誰もが暮らしやすく、訪れやすい、そして誰もが活躍できるまちづくりの実現に向けて、「ユニバーサルデザイン」の考え方が求められています。

2025年国際博覧会の大阪・関西における開催決定を契機にユニバーサルデザイン社会の実現に向けた取り組みを一層進めていく必要があります。

本指針は、このような背景のもと、さらなるバリアフリー化が図られるよう、市町村がマスタープランや基本構想（以下、「基本構想等」という。）の作成・見直しを進めるため、作成するものです。

なお、平成27年9月の国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた17の国際目標（SDGs※）が採択され、大阪府においても、全庁一丸となってSDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしているところです。本指針の取り組みは、この17のSDGsのうち、特に目標11【包括的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する】及び目標17【持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する】と関連が深いことから、これらの目標の視点も踏まえ、取り組みを推進します。

※ Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標



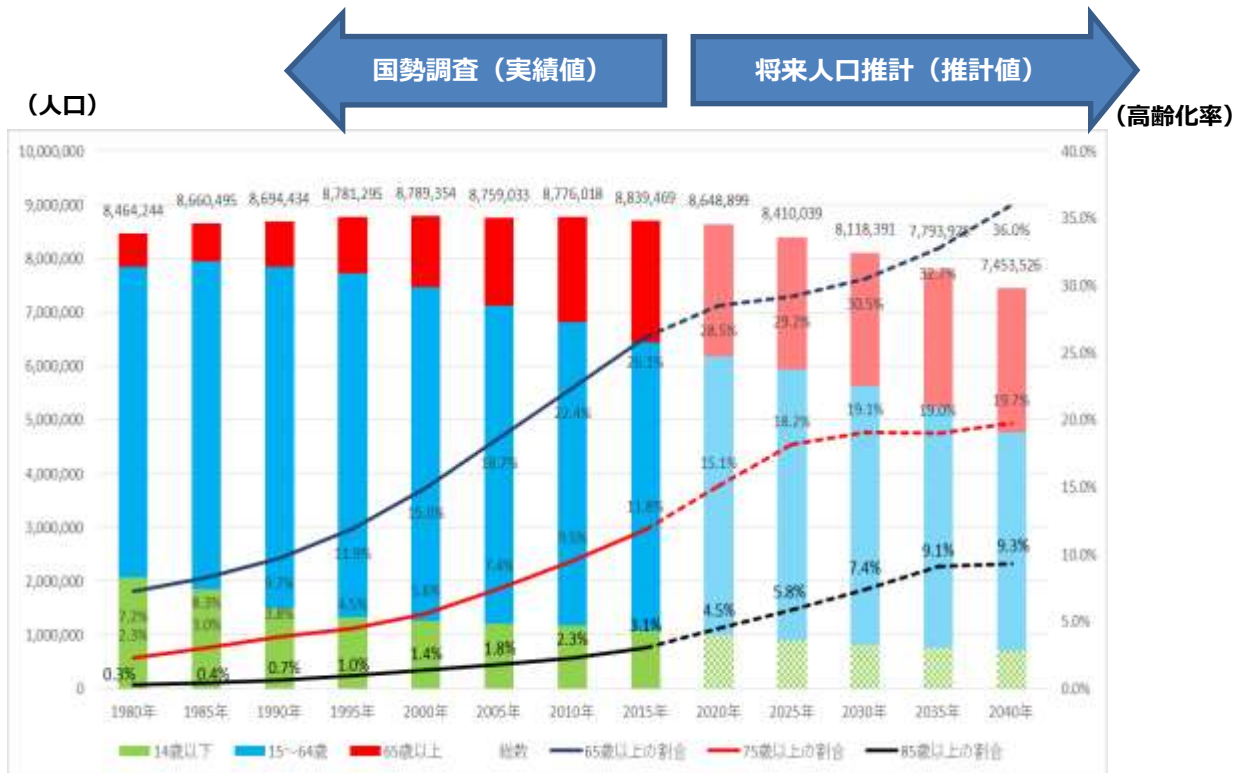
### (2) 位置づけ

本指針は、今般、バリアフリー法及び同法に基づく基本方針の改正により、基本構想等の作成に係る都道府県の役割が強化されたことや福祉のまちづくり条例における市町村への技術的助言についての規定、大阪府ユニバーサルデザイン推進指針を踏まえ、広域的な観点から府の考え方を示すものです。

## 2. 大阪を取り巻く背景

### (1) 高齢化の進展

2015年国勢調査では、大阪府の65歳以上人口比率は26.1%、75歳以上人口比率は11.8%であり、2025年には、それぞれ29.2%、18.2%に増加するなど、今後、急速に高齢化が進展していくと推計しています。



資料：総務省「国勢調査」（1980～2015年）、国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年（2013年）3月推計）」を用いて大阪府で作成

図－1 大阪府の高齢化率・高齢者数の推移

### (2) 障がい者数の増加

2017年3月末時点の障がい者手帳所持者数は約55万人ですが、2030年には約64万人になると推計しています。

表－1 障がい者手帳所持者数

手帳種別	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者 保健福祉手帳	合計
人数	389,795 (6,443)	78,557 (24,038)	81,386	549,738

(平成29年(2017年)3月末時点)

※ ( )内は18歳未満(障がい児)の人数。精神障がい者保健福祉手帳は障がい児を含む。

資料：第4次大阪府障がい者計画(後期計画)(平成30年3月)

表－ 2 障がい者手帳所持者数の将来推計

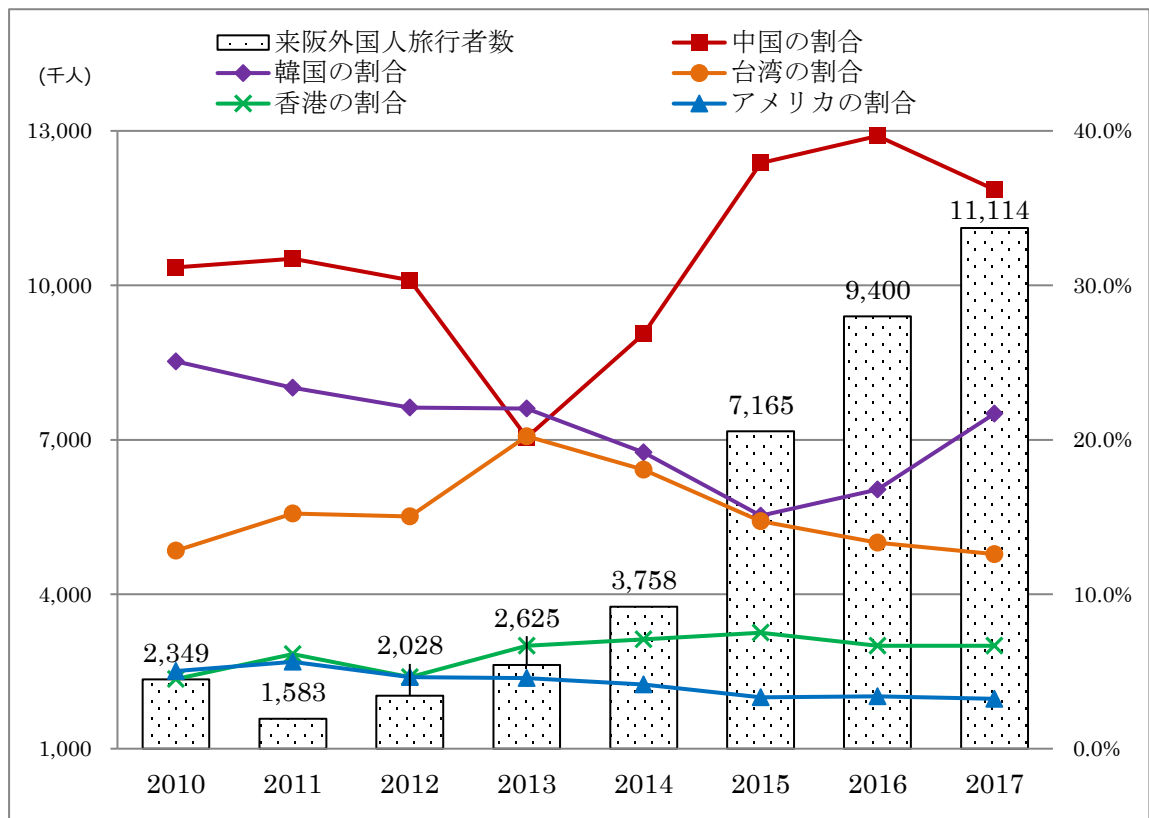
(単位：人)

	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者 保健福祉手帳	合計
2020年	391,949	80,985	88,020	560,954
2025年	395,068	90,641	108,572	594,281
2030年	397,418	102,512	137,568	637,498

資料：第4次大阪府障がい者計画（後期計画）（平成30年3月）

### (3) 外国人旅行者数の増加

2017年の来阪外国人旅行者数は1,111万人、国全体（2,869万人）の3人に1人以上が大阪を訪れています。



資料：国際観光統計（JNTO）及び消費動向調査（観光庁）より大阪府が作成

図－ 2 来阪外国人旅行者数の推移（全体・国籍別）

#### (4) 高齢者の外出の増加

2000年から2010年にかけて年齢階層別の外出率を見ると、20～30歳代では減少していますが、65歳以上の高齢者では大きく増加しています。

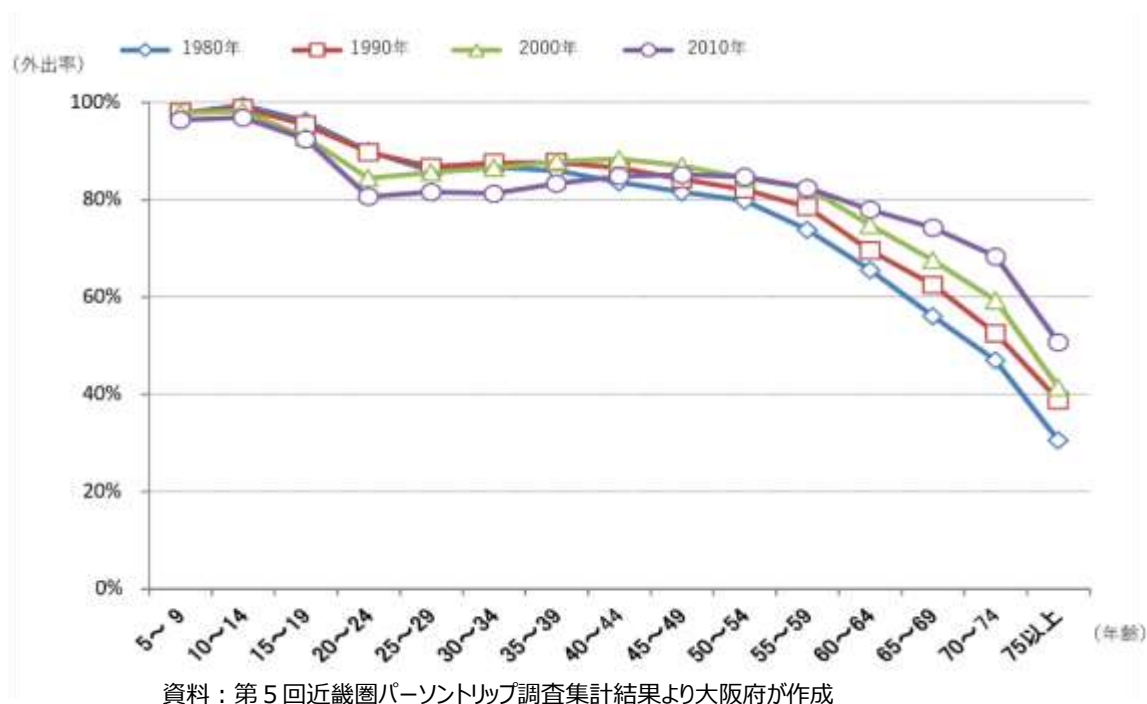


図-3 大阪府における年齢階層別外出率の推移（平日）

#### (5) ユニバーサルデザイン社会・大阪に向けた取組み

今日、誰もが暮らしやすく、訪れやすい、そして誰もが活躍できるまちづくりを実現するための手法として、「ユニバーサルデザイン」という概念が、広く普及しています。

大阪府では、2018年6月に誰もが暮らしやすく、訪れやすい、そして誰もが活躍できる社会をめざし、「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」を策定しました。

現在、「ユニバーサルデザイン庁内連絡会議」において、各部局における施策の実施状況を共有し、「ユニバーサルデザイン社会・大阪」の実現に向けて取組んでいます。



## (6) バリアフリー法の改正

2018年5月にバリアフリー法が改正され、①理念規定／国及び国民の責務の明確化、②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進、③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化、④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実が図られました。

基本構想に関しては、次の項目が改訂されました。

- i) 市町村のバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度の創設
- ii) 当事者の参画する協議会の活用等による定期的評価・見直し
- iii) バリアフリーマップ作成に対する地区内事業者等の情報提供
- iv) 都道府県の役割の強化

**法律の概要** ※赤字:平成30年11月1日施行、青字:平成31年4月1日施行

**①理念規定／国及び国民の責務**

- 理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- 「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)を明記

**②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進**

- ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成
- 事業者は、ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表  
※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制

**③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化**

- 市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設  
(協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援)

**【バリアフリーのマスタープラン】**

- ・市町村による方針の作成
- ・重点的に取り組む対象地区<sup>(※)</sup>の設定

※対象地区内

- ・公共交通事業者等の事前届出を通じた交通結節点の調整
- ・バリアフリーマップ作成に対する地区内事業者等の情報提供

⇨

**【基本構想(具体事業調整)】**

- ・事業を実施する地区の設定
- ・事業内容の特定

⇨

地区内事業者等による事業実施

⇩

当事者の参画する協議会の活用等により  
定期的評価・見直し

⇨

○近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、協定(承継効)制度及び容積率特例を創設

➡ 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路及びバリアフリートイレ整備が容易に

**④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実**

- 貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化
- 建築物等のバリアフリー情報の提供を新たに努力義務化
- 障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記



【研修の様子(介助の擬似体験)】



【バリアフリー対応のバス(介助バス)】



【遊覧船】

資料：国土交通省

### 3. 府内の基本構想の現状と課題

#### (1) 基本構想の作成状況

基本構想については、大阪府では、これまで鉄道駅等のエレベーター設置によるバリアフリー化に係る補助（鉄道駅バリアフリー推進事業）の要件に基本構想作成を義務付け、作成促進を図ってきました。2017年度末現在、33市町（76.7%）で作成されており、全国平均（16.9%）と比べて高いですが、10市町村で未作成の状況です。

基本構想のうち、旧バリアフリー法（交通バリアフリー法）に基づき作成された基本構想は100地区あり、その内バリアフリー法への見直しを行った地区は11地区となっています。一方、バリアフリー法に基づき作成された地区は34地区となっています。

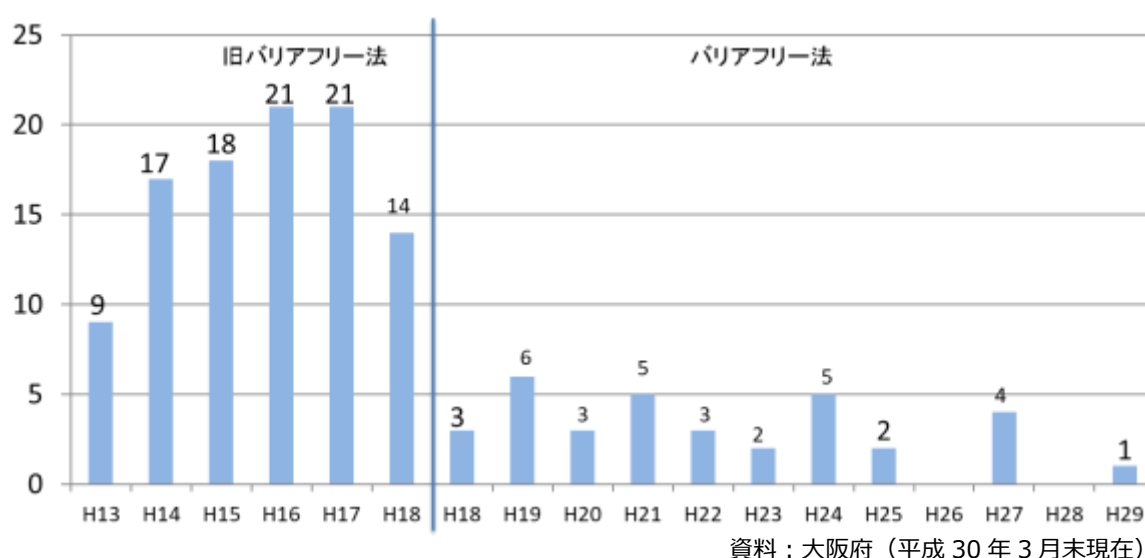


図-4 バリアフリー基本構想の作成状況

#### (2) 鉄道駅等に係る基本構想の作成状況

府内鉄道駅等は514駅あり、その内基本構想が作成されている鉄道駅等は202駅と作成率は39.3%となっています。また、利用者数3千人以上/日の鉄道駅等は433駅あり、その内基本構想が作成されている鉄道駅等は201駅と作成率は46.4%となっています。

#### (3) 継続協議会の設置状況

基本構想作成後の調査や分析、評価などを行う当事者が参画した協議会（以下、「継続協議会」という。）が10市町にあり、その内、基本構想の見直しが行われた市町は5市町です。

また、継続協議会の開催の頻度は、毎年開催されている市町が8市、隔年で開催されている市町が2市町となっています。

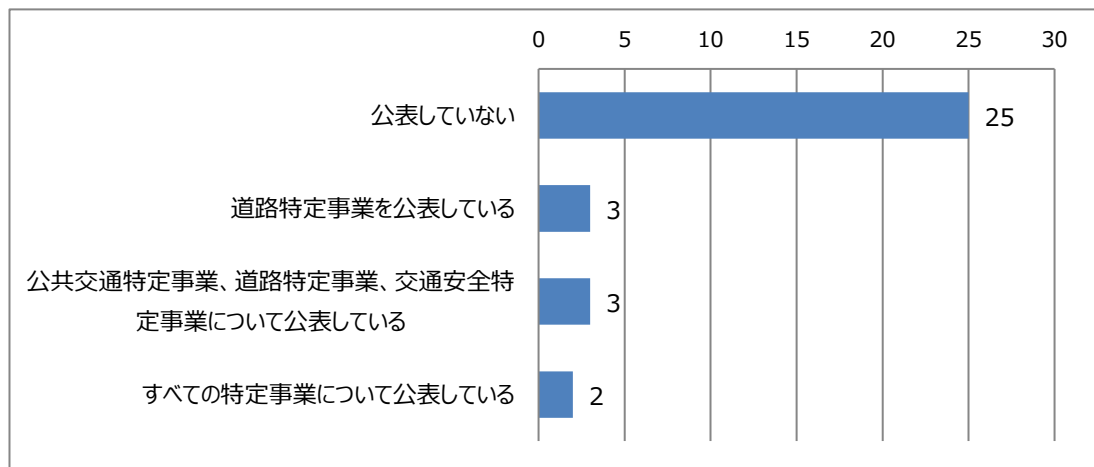


一方、継続協議会を設置していない市町が 23 市町あり、当事者の意見を聞き、基本構想の調査、分析、評価やそれに基づく見直しが継続的に行われていない状況です。

#### (4) 基本構想の進捗等の公表状況

基本構想に位置付けられている特定事業について、進捗状況の公表を行っている市町は 8 市であり、7 割以上の市町が公表していない状況です。

また、基本構想を作成している 33 市町のうち、バリアフリーマップを公表している市町は 5 市となっています。



資料：国土交通省調査（2017年3月現在）

図－5 バリアフリー基本構想の進捗の公開状況

表－3 バリアフリーマップの作成状況

	マップの名称	概要
高槻市	高槻駅周辺 おでかけMAP	バリアフリー経路の情報 バリアフリー対応の飲食店等の紹介
豊中市	駅周辺の交通 バリアフリーマップ	バリアフリー経路の情報 交差点の写真と音響信号の方向の情報など
箕面市	箕面 バリアフリーガイド	車いす対応のコミュニティーバスの案内 バリアフリー対応の飲食店等の紹介
大東市	バリアフリーマップ	生活関連施設のバリアフリー情報 (段差の有無、エレベーター、トイレなど)
東大阪市	ひがしおおさか え～まちまっぷ	バリアフリー経路の情報 公共施設等のバリアフリー情報など

資料：大阪府調査

## 4. 指針の目標

### ① 全市町村における基本構想等の作成・見直し

府内の全市町村において、当事者が参画した協議会を設置し、マスタープラン又は基本構想の作成・見直しに向けて取組みを進めます。この際、各市町村全体のバリアフリーに関する方針を位置づけることを目指します。

### ② 利用者数 3 千人以上／日の鉄道駅等のバリアフリー化

2020 年までに、利用者数 3 千人以上／日の鉄道駅について、国の基本方針に基づき、エレベーターの設置等によるバリアフリー化を着実に進めます。

## 5. 基本的な方向性

### (1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

誰もが暮らしやすく、訪れやすい、そして誰もが活躍できる「ユニバーサルデザイン社会」の実現に向けた取組みを一層進めていく必要があります。

このため、高齢者、障がい者、子ども、子ども連れや外国人等誰もが安全で快適に目的地に移動でき、施設を利用できるよう「ユニバーサルデザインのまちづくり」を進めていく事が求められます。

### (2) 当事者が参画した協議会における基本構想等の推進

社会の変化に対応した基本構想等としていくためには、とりわけ当事者が参画した継続協議会において、バリアフリー化のニーズや基本構想等の進捗状況を把握することが重要です。

このため、継続協議会を可能な限り毎年開催し、調査、分析及び評価を行い、必要に応じて基本構想等を見直すことが求められます。

### (3) ハード・ソフトの一体的な取組みの推進

基本構想等は、施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリー化を図ることをねらいとしているものですが、施設等のハード面のバリアフリー化に加え、バリアフリー情報の提供等のソフト面の対応にも取り組む必要があります。

ソフト面の具体的な対応としては、バリアフリー化の理解を深めるための啓発・広報活動や教育活動の推進、バリアフリーマップを作成するなどの住民にわかりやすい情報提供に努めることが求められます。

## 6. 市町村の基本構想等の作成・見直しの視点

市町村が基本構想等の作成・見直しを行うに際して、以下の視点を踏まえることが重要です。

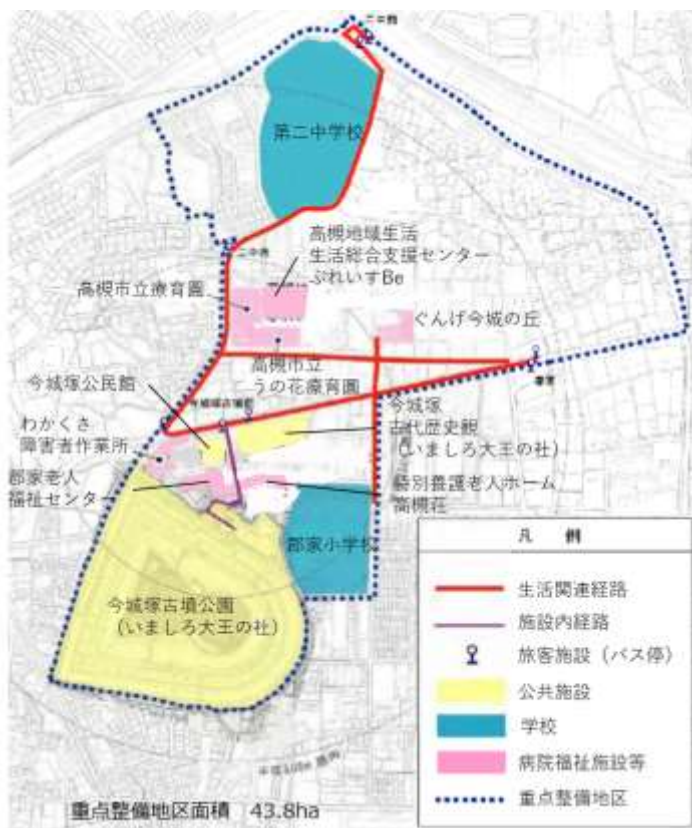
### (1) 面的・一体的なバリアフリー化の促進

旧バリアフリー法では、基本構想において、生活関連施設のバリアフリー化について規定はなく、そこに至る経路についても、鉄道駅等との経路のみとなっています。

このため、旧バリアフリー法に基づき作成された基本構想にあつては、バリアフリー法に基づき見直しを行い、鉄道駅等だけでなく多くの高齢者・障がい者等が利用する施設を生活関連施設として位置づけ、その経路も含め面的・一体的なバリアフリー化を図ることが必要です。

また、子どもや子ども連れ、外国人への対応の視点での検証を行い、既存の建築物や鉄道駅、公園等において、ベビーベッドや授乳室の設置、案内サインのピクトサインの活用や多言語化への対応等について、基本構想等への位置づけを検討することが求められます。

#### 【鉄道駅を含まない基本構想の事例】



#### 〈道路特定事業〉

- ・歩道改善
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- ・階段手すりの設置 等

#### 〈建築物特定事業〉

- ・オストメイト対応設備の設置
- ・身体障がい者用駐車場の設置
- ・エレベーターの改良
- ・ベビーチェア・ベッドの設置 等

#### 〈交通安全特定事業〉

- ・音響信号の設置、改良
- ・信号の高齢者用延長ボタンの設置
- ・歩行横断時間の延長等の改良
- ・横断歩道の設置 等

資料：高槻市バリアフリー基本構想

図－6 高槻市バリアフリー基本構想（高槻市 郡家地区）

## **(2) 鉄道駅等のさらなるバリアフリー化の促進**

鉄道駅等のバリアフリー化については、これまで1ルートのバリアフリー化の確保を中心に、周辺地域も含めて基本構想を作成し、取り組みが進められ、利用者数が3千人以上/日の対象駅については、2020年までに1ルートのバリアフリー化は概ね完了する予定です。

2018年3月に国において、交通バリアフリー基準が見直されたことも踏まえ、新設駅等のもとより、既存駅も含めバリアフリールートの複数化や乗換えルートのバリアフリー化、利用状況に応じたエレベーターの複数化・大型化等について、基本構想の作成・見直しを検討していくことが必要です。

さらに、プラットホームにおいては、特に視覚障がい者の転落防止の観点から、ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロック等の措置を鉄道事業者と協議することが求められます。

## **(3) 利用者の特性に応じた分かりやすいバリアフリー情報の提供**

高齢者、障がい者等誰もが安心して移動できるよう、基本構想に基づき生活関連施設やその経路のバリアフリーの整備を行うだけでなく、既にバリアフリー化されている施設や経路も含め、バリアフリーマップや音声案内等に加え、ICTの活用など、利用者の特性に応じた分かりやすい情報提供により、利用可能な施設等を自ら選択し利用できるようにすることが重要です。

基本構想等にバリアフリーマップ等の作成を明記した場合、市町村の求めに応じて、旅客施設や道路、建築物、公園等の施設管理者は情報提供することなどが法に明記されており、これをもとに整備状況を適宜見直すことが求められます。

## 【バリアフリーマップの事例】



### 凡例

	エレベーター		点字ブロック
	案内板		点字ブロック (交差点等)
	バス停		バリアフリー経路 (特定経路)
	音響信号		主要な歩行経路 (歩行空間ネットワーク)
	バリアフリースイレ		

図－7 豊中市岡町駅地区のバリアフリーマップ

資料：岡町駅地区交通バリアフリーマップ

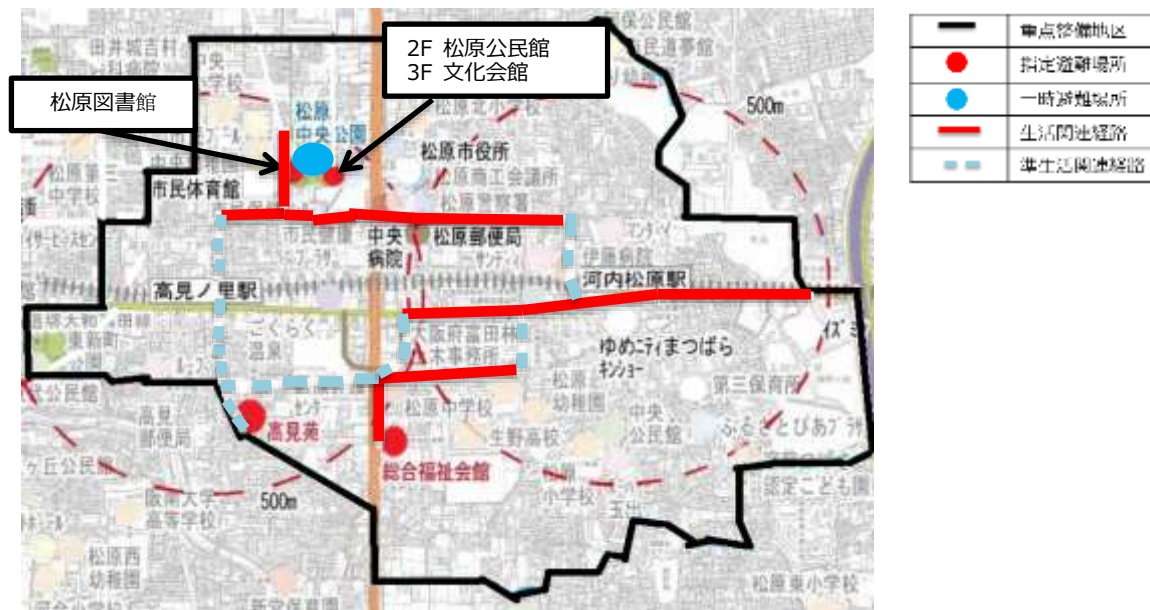
## (4) 災害時、緊急時の避難を想定した施設や経路のバリアフリー化

近年、大規模な地震が連続発生するなど、様々な自然災害が発生しており、高齢者、障がい者、子ども等に対して、災害時における情報提供や避難誘導などの必要な支援について配慮に努める必要があります。

避難場所には、公園や広場などを指定した「一時避難場所」や「広域避難場所」と学校や地区の会館などを指定した「指定避難場所」があり、これらを地域の状況に応じて生活関連施設に位置付け、危機管理部局と連携し、施設と施設に至る経路とあわせてバリアフリー化するなど、災害時・緊急時の避難を考慮した取組みが求められます。



【基本構想に一時避難場所と指定避難場所を生活関連施設に位置づけた事例】



〈道路特定事業〉

- ・歩道設置
- ・歩道改良
- ・視覚障がい者誘導ブロック
- ・案内標識の設置

〈建築物特定事業〉

- ・案内板の設置
- ・階段の手すり設置
- ・トイレの改善
- ・エレベーター設置の検討

〈交通安全特定事業〉

- ・音響信号の設置

〈都市公園特定事業〉

- ・ガイドラインに準じた整備

資料：松原市新バリアフリー基本構想

図－8 松原市 高見ノ里、河内松原駅周辺地区の生活関連施設及び生活関連経路等

### (5) マスタープランの活用

マスタープランは、実施が義務づけられる特定事業を位置づける必要はないものの、移動等円滑化促進地区（以下、「促進地区」という。）におけるバリアフリー化の方針を示すものとして、将来の基本構想の作成や特定事業の実施に繋がることから、基本構想未作成の市町村においては先ず、マスタープランの作成から取り組むことも考えられます。

マスタープランはできるかぎり、市町村全体を対象とすることが望ましいものの、その一部を促進地区とした場合であっても、市町村全体のバリアフリー化に関する方針や目標を示す必要があります。

また、既に基本構想の作成をしている市町村においても、マスタープランを作成することにより、市町村全体のバリアフリー化の方針や、特定事業として位置付けるには熟度が達していない生活関連施設や経路を位置付けることにより、将来のバリアフリー化の方向性を示すものとして活用することが求められます。



## **7. 基本構想等作成促進に向けた大阪府の取組み**

### **(1) 府域一元的なまちのバリアフリー情報の提供**

大阪府では、2017年3月より、基本構想やバリアフリーマップを含めた府域のまちのバリアフリー情報をホームページで一元的に提供しています。また各市町村の基本構想の作成・見直し状況についても、ホームページで情報提供を行っています。

今後、外国人旅行者数の増加や高齢者等の外出の増加などを考えると、まちの一元的なバリアフリー情報の提供の重要性が増すことから、基本構想やバリアフリーマップ等の情報提供の充実を図るとともに、継続協議会の設置・運営状況などについても、情報提供を進めます。

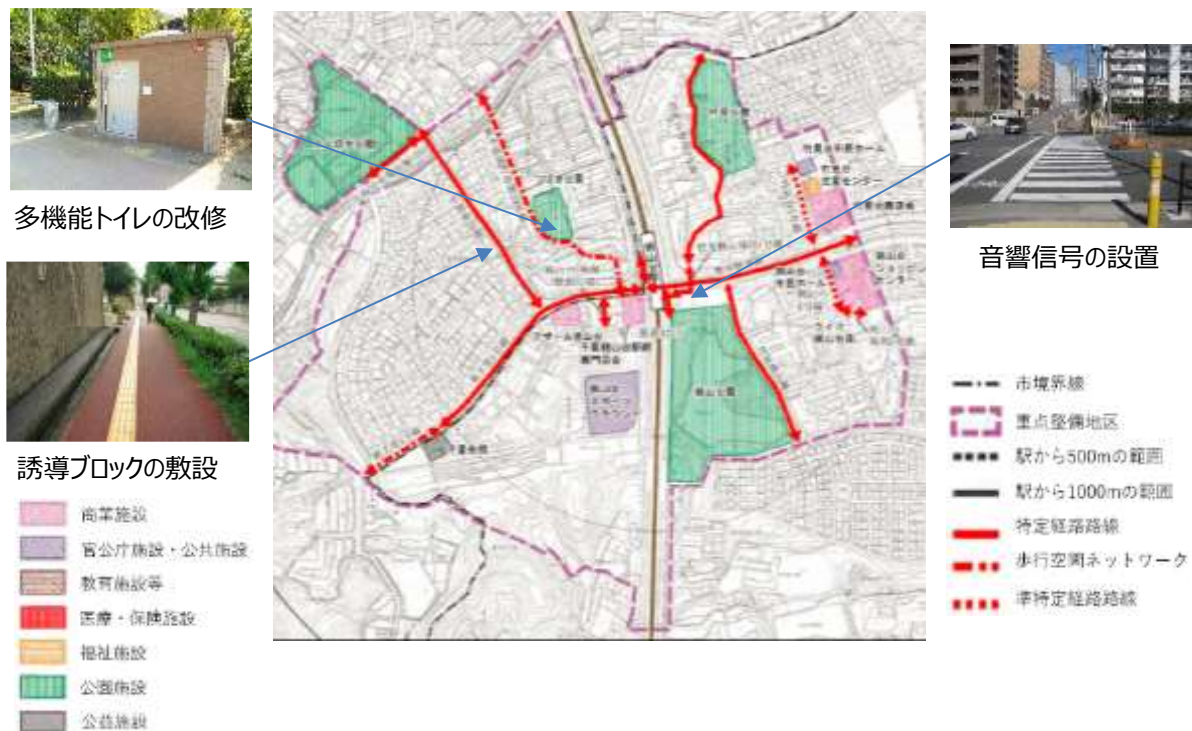
### **(2) 基本構想等の作成に係る広域的な視点からの助言・情報提供**

基本構想等の作成促進を図るために、府内のみならず全国の市町村の基本構想等の先進的な事例の収集・分析を行い、「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を活用して、事例の提供や研修会を行います。

また、鉄道駅等からの徒歩圏等が市町村区域を越える場合などは、関係する市町村が共同して基本構想等を作成するよう、関係市町村に対して、相互の調整や先進事例の紹介等を行います。

また、基本構想等の作成・見直し時の協議会のみならず、基本構想等の調査や分析、評価等を継続的に実施する継続協議会にも市町村の求めに応じ府職員が参画するなど、技術的な助言を行います。

## 【市町村域を越え基本構想を作成した事例】



資料：桃山台地区 交通バリアフリー基本構想（豊中市・吹田市）

図－9 吹田市・豊中市 桃山台地区

### （3）国や鉄道事業者等との協議・調整

基本構想等の作成・見直しや特定事業等の実施に係る国の交付金や補助金の活用について、国や危機管理部局、福祉部局、都市整備部局など府の関係部局との協議・調整を行います。また、国の施設や鉄道駅等のバリアフリー化について、市町村の求めに応じて国や鉄道事業者との協議・調整の支援を行うとともに、国、鉄道事業者、市町村が参画する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を活用して、国や鉄道事業者への働きかけや情報の共有化を図ります。

### （4）鉄道駅等のさらなるバリアフリー化の検討

基本構想等の中心となる鉄道駅等のバリアフリー化については、大阪府では、これまで利用者数3千人以上／日の鉄道駅等について、2020年までにエレベーター設置等により、1ルート以上のバリアフリー化がすべてなされるよう、支援を行ってきたところです。

一方、外国人旅行者数の増加や2025年国際博覧会の大阪・関西における開催決定を受けて、鉄道駅等の乗降客数の増加等が想定されることから、さらなる利便性の向上に向けて、市町村や鉄道事業者等とバリアフリールートの複数化や乗換えルートのバリアフリー化、利用状況に応じたエレベーターの複数化・大型化等について協議・調整を行うなど、鉄道駅等のさらなるバリアフリー化について検討を行います。

## 8. 参考資料

### (1) 法律・条令等

#### ① 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抜粋）

##### (移動等円滑化促進方針)【法第 24 条の 2 第 9 項】基本構想は本条項を準用

都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、移動等円滑化促進方針（基本構想は「重点整備地区」）の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し、各市町村の区域を越えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

##### (移動等円滑化促進方針の評価等)【第 24 条の 3】

市町村は、移動等円滑化促進方針を作成した場合には、おおむね五年ごとに、当該移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとする。

##### (市町村による情報の収集、整理及び提供)【第 24 条の 7】基本構想は本条項を準用

第二十四条の二第四項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときには、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

##### (施設設置管理者による市町村に対する情報提供)【第 24 条の 8】基本構想は本条項を準用

公共交通事業者及び道路管理者は、前項の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令に定めるところにより、高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

路外駐車場管理者等、公園管理者及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

##### (基本構想の評価等)【第 25 条の 2】

市町村は、基本構想を作成した場合には、おおむね五年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。

## ②移動円滑化の促進に関する基本方針（抜粋）

### （都道府県による市町村に対する援助）

都道府県は、市町村による基本構想の作成を促進するため、市町村の境界を越えた面的バリアフリー化の調整の仲介等や、他の市町村の作成事例等の提供を行うなど、広域的な見地から支援することが重要である。

## ③大阪府福祉のまちづくり条例（抜粋）

### （府の責務）【第 3 条第 2 項】

府は、福祉のまちづくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村の福祉のまちづくりに関する施策の策定及び実施について、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

## （2）用語の解説

### （移動等円滑化促進地区）（重点整備地区）

生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区。移動等円滑化促進方針では移動等円滑化促進地区、バリアフリー基本構想では重点整備地区という。国の基本方針では、原則として生活関連施設のうち旅客施設または官公庁施設、福祉施設等に該当するものが概ね 3 以上あることとしている。また、徒歩圏内の考え方の目安として、面積約 400ha 未満の地区としている。

### （生活関連施設）

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

### （生活関連経路）

生活関連施設相互間の経路。一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設）。

### （特定事業）

特定事業とは、バリアフリー法第 2 条で定める 6 つの事業（公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業）のことを指し、基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施する者には、特定事業計画の作成と、それに基づく事業実施の義務が課せられる。

### (3) 関連するホームページ

#### 【大阪府】

(バリアフリー基本構想作成状況一覧)

[http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi\\_kikaku/fukushi\\_top/kousou-mokuji.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/kousou-mokuji.html)

(まちのバリアフリー情報の提供)

[http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi\\_kikaku/bf\\_jyoho/index.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/bf_jyoho/index.html)

(府内鉄道駅の段差未解消駅の情報)

[http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi\\_kikaku/fukushi\\_top/eki-dansa.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/eki-dansa.html)

(大阪府ユニバーサルデザイン推進指針について)

[http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/oosaka\\_ud/index.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/oosaka_ud/index.html)

#### 【首相官邸】

(ユニバーサルデザインの推進について)

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/udsuisin/index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/udsuisin/index.html)

#### 【国土交通省】

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)

<http://www.mlit.go.jp/common/001260712.pdf>

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令)

<http://www.mlit.go.jp/common/001260708.pdf>

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則)

<http://www.mlit.go.jp/common/001260710.pdf>

(移動等円滑化の促進に関する基本方針)

<http://www.mlit.go.jp/common/001263005.pdf>

(移動等円滑化促進方針・基本構想)

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html)

(高齢者、障害者等の災害時・緊急時の避難におけるバリアフリー化方策について－災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化と情報提供のあり方に関する調査研究報告書とりまとめ－)

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000035.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000035.html)